

令和 8 (2026) 年度栃木県 D X 推進プラットフォーム運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が令和 8 (2026) 年度栃木県 D X 推進プラットフォーム運営業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 (2026) 年度栃木県 D X 推進プラットフォーム運営業務

(2) 業務内容

別紙 1「令和 8 (2026) 年度栃木県 D X 推進プラットフォーム運営委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日(令和 8 (2026) 年 4 月 1 日を予定している。)から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日(水)まで

(4) 委託料限度額

18,299,600 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号 320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県総合政策部デジタル戦略課

電話 028-623-2824 FAX 028-623-2216 電子メール dx@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等(平成 8 年栃木県告示第 105 号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。または、契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注した類似業務を受注し、履行が完了した実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和 8 (2026) 年 2 月 18 日 (水)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 8 (2026) 年 2 月 24 日 (火) 午後 3 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8 (2026) 年 2 月 26 日 (木) 予定
エ 参加表明書の提出期限	令和 8 (2026) 年 3 月 2 日 (月) 午後 3 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 8 (2026) 年 3 月 11 日 (水) 午後 3 時必着
カ プロポーザル審査実施	令和 8 (2026) 年 3 月 18 日 (水)
キ 選定結果の通知・公表	令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木) 予定

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間： 令和 8 (2026) 年 2 月 18 日 (水) ～同年 3 月 2 日 (月)
(土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。(参加表明書提出期限日は午後 3 時まで。))
- イ 配布場所： 上記 2 (5) の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募 (業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及びイにより質問書 (様式任意) を作成し、提出すること。

- ア 受付期間： 令和 8 (2026) 年 2 月 24 日 (火) 午後 3 時必着
- イ 質疑方法： ・電子メールにより、上記 2 (5) の担当所属に提出すること。
・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。
- ウ 回答期日： 令和 8 (2026) 年 2 月 26 日 (木) までに回答予定
- エ 回答方法： 回答は栃木県ホームページ (上記 4 (2) イのページ) に掲載する。

※ なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書 (別記様式 1) 及び参加資格確認書 (別記様式 2-1、2-2) を作成し、提出すること。

- ア 提出期限： 令和 8 (2026) 年 3 月 2 日 (月) 午後 3 時必着

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所： 上記 2 (5)

- ウ 提出方法： 電子メール、持参 (平日の午前 9 時～午後 5 時まで (提出期限日は午後 3 時

まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書(電子データ及び紙資料)を提出すること。

なお、副本を作成し、副本には参加者名やロゴマーク等、参加者が類推されるようなものは一切記入しないこと。

ア 提出期限 令和8(2026)年3月11日(水)午後3時必着

※ 提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

イ 提出場所 上記2(5)

ウ 提出方法 : 電子メール、持参(平日の午前9時~午後5時まで(提出期限日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数 : 電子データは、企画提案書(正本及び副本)、見積書

紙資料は、技術提案書(正本1部、副本6部)、見積書(正本1部)

オ 企画提案書のファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint又はPDFとし、ファイル容量が5MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。

カ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

キ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(a) 会員募集の方針及びインセンティブ設計(特に企業向け)

(b) DXコーディネーターの役割及び具体的な関与方法

(c) 課題募集からソリューション選定までのプロセス及び工夫点

(d) 次年度の実装・実証につながる案件創出に向けた取組及び支援の方法

(e) 課題解決に向けたアイデア創出(産学官共創ワークショップ等)の企画

(f) キックオフイベントの企画

(g) その他、本業務の推進に資する提案内容 等

(イ) 実施計画(年間スケジュールを含む)

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績(過去3箇年のもの)

(オ) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を区分し明記。)

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（20分以内）を令和8（2026）年3月18日（水）に実施する。

実施方法については、参加者の希望により、栃木県庁舎又はオンラインでの実施を選択できるものとする。

実施する時間及び実施方法については、令和8（2026）年3月16日（月）までに別途連絡する。

指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

なお、参加者が4者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位4者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。1次審査において各選定委員の評点合計の平均が60点未満の参加者は選定しない。したがって、当該参加者のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 合計点数の高いものから順に選定委員毎の順位をつける。なお、選定委員は同じ順位をつけてはならない。

イ 全企画提案者の中で最も多く1位を獲得した者を委託契約候補者とする。なお、最も多く1位を獲得した者が複数の場合は、最も多く2位を獲得した者を委託契約候補者とする。

ウ イのなお書きの場合において、最も多く2位を獲得した者が複数あった場合又はなかった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。

エ 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2 (4) の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（上記 4 (2) イのページ）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

※参加者が 2 者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を契約候補者とする。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(5) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

8 その他

(1) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

(2) 本業務委託のプロポーザルは、令和 8（2026）年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立することを前提として年度開始前準備行為として実施するものであり、予算が原案どおり成立しなかった場合には、委託業務の中止・変更等を行うことがある。

また、本業務は国の交付金を活用し実施する予定の事業であり、交付決定がなされなかった

場合又は減額された場合等にも、委託業務の中止・変更等を行うことがある。